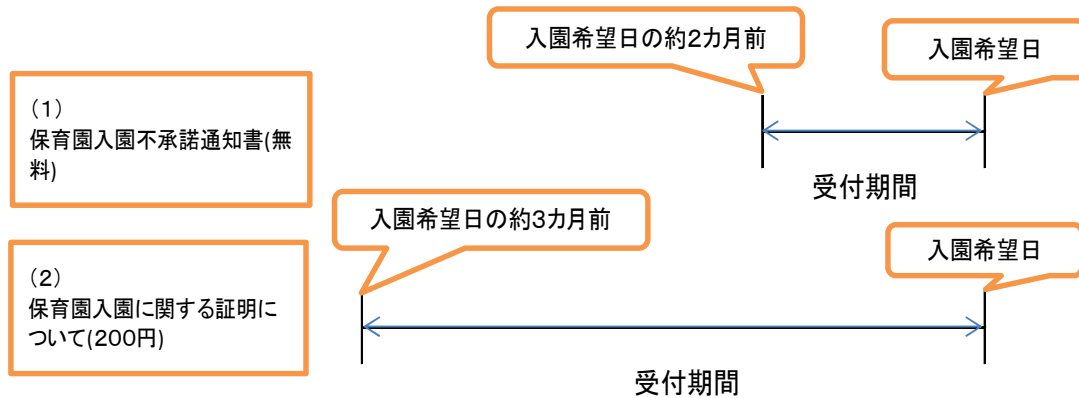


保育園に入園出来ない証明が必要な方へ（確認書）

以下の各項目を確認のうえ、ご署名ください。

○保育園に入園出来ない証明は２種類あります。

【稲沢市が発行するもの】



(1) ①保育園入園不承諾通知書、②保育園入園申込書の写し

<受付期間>

入園希望日の約2カ月前から入園希望日まで

<必要なもの>

- ・子どものための教育・保育給付認定申請書兼保育園等利用申込書
- ・父母2人分の就労等証明書
- ・【市外からの転入者、市民税未申告者等】父母等の前年度（8／31以前入園）・当該年度（9／1以降入園）の市民税額が分かるもの
（※ 個人番号の記載により省略することができます）
- ・保育園に入園出来ない証明が必要な方へ（確認書）

<提出先>

市役所保育課または各保育園

(2) ①保育園入園に関する証明について※

※入園申込相談日現在、入園希望期間における入園希望保育園において入園出来ないことを証明するもの

<受付期間>

入園希望日の約3カ月前から入園希望日まで

<必要なもの>

- ・証明願
- ・発行手数料 1枚200円
- ・保育園に入園出来ない証明が必要な方へ（確認書）

<提出先>

市役所保育課または各保育園

○必要書類や申請日、入園希望日など、必ず保護者の方から会社・ハローワーク等にご確認の上、申請してください。

・会社、ハローワーク等へ提出する必要書類はなにか

稲沢市が発行するもの

・いつ時点の証明書が必要か

申請日時点での証明書を発行します。

※育児休業延長のために必要な場合、早すぎるとハローワーク等で証明書の受付が出来ない場合があります。

・入園希望日はいつとすればよいか

入園希望日は、復職日の最大14日前までとすること

・就労等証明書はいつ時点のものがよいか

育児休業延長のために必要な場合、就労等証明書の復職年月日は今回の申請に適した日付でご提出ください。

・保護者、申請者は誰の氏名で申請すればよいか

証明書は保護者または申請者宛に発行しますので、育児休業延長等の手続きを必要とする方のお名前でご申請してください。

・申請に必要なもの

- ・表面の申請書類
- ・マイナンバーカード

○申請日及び入園希望日を過ぎている場合、如何なる理由があっても申請を受け付けることは出来ませんので、申請の際はご注意ください。

上記の内容について、理解・確認しました。

年 月 日

保護者氏名